

新 旧 対 照 表

新

旧

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則
(抜粋)

高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則
(抜粋)

本則

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)及び高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年高知県条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第1条 この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)及び高知県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年高知県条例第24号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(診断を行う医師の指定)

第2条 略

- 2 前項の指定の任期は、当該指定の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 高知県公安委員会は、第1項の指定をしたときは、当該診断を行う医師の氏名その他必要な事項を告示するものとする。

(医師の指定)

第2条 略

- 2 前項の指定の任期は、指定の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 公安委員会は、第1項の医師を指定したときは、告示するものとする。

(第一種地域の指定)

第3条 条例第2条第1号の公安委員会規則で定める地域は、別表第1に定める地域とする。

(第一種地域の指定)

第3条 条例第2条第1号に規定する高知県公安委員会規則(以下「公安委員会規則」という。)で定める地域は、別表第1に掲げる地域とする。

(第二種地域の指定)

第4条 条例第2条第2号の公安委員会規則で定める地域は、別表第2に定める地域とする。

(第二種地域の指定)

第4条 条例第2条第2号に規定する公安委員会規則で定める地域は、別表第2に掲げる地域とする。

(風俗営業の営業所の地域規制の適用除外)

第5条 条例第4条第2項の公安委員会規則で定める風俗営業は、習俗的行事その他の特別な催しの行われる期間中、当該催しの行われる場所及

(営業所設置の地域規制を除外する営業)

第5条 条例第4条第2項に規定する公安委員会規則で定める営業は、習俗的行事その他の特別な催しの行われる期間中、当該催しの行われる場

びその周辺において、露店等を設けて、法第2条第1項第4号の営業のうち射的、輪投げその他これらに類する遊技をさせるもの又は法第2条第1項第5号に規定する遊技をさせる営業とする。

(賞品の種類の制限)

第6条 条例第7条第2項第6号の公安委員会規則で定める賞品の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 性的好奇心をそそる物品(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第4条各号に掲げる物品その他これらに類する物品をいう。)

(2) 略

(店舗型性風俗特殊営業の禁止地域)

第7条 条例第10条第2号の公安委員会規則で定める地域は、自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園の地域及び別表第3に定める地域とする。

所及びその周辺において、露店等を設けて、法第2条第1項第7号に規定する営業のうち射的、輪投げその他これらに類する遊技をさせるもの又は法第2条第1項第8号に規定する遊技をさせる営業とする。

(賞品の種類の制限)

第6条 条例第7条第2項第6号に規定する公安委員会規則で定める賞品の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 性的好奇心をそそる物品(法第2条第6項第5号に規定する性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品をいう。)

(2) 略

(店舗型性風俗特殊営業の禁止地域)

第7条 条例第10条第2号に規定する公安委員会規則で定める地域は、自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園の地域及び別表第3に掲げる地域とする。